

利根町都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正後
<p>(都市公園の占用) <u>第6条</u> 条例第6条の規定により都市公園の占用許可を得ようとする者は、<u>利根町都市公園占用許可申請書(様式第1号)</u>を町長に提出し、<u>利根町都市公園占用許可書(様式第2号)</u>の交付を受けなければならない。</p>	<p><u>(都市公園の行為)</u>  <u>第6条</u> 条例第4条の規定による許可を得ようとする者は、<u>利根町都市公園制限行為許可申請書(様式第1号)</u>を町長に提出しなければならない。  <u>2</u> 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、<u>利根町都市公園制限行為許可書(様式第2号)</u>を当該申請者に交付するものとする。  <u>3</u> 前項の規定による許可を得た者が当該許可を得た事項を変更しようとするときは、<u>利根町都市公園制限行為変更許可申請書(様式第3号)</u>を町長に提出しなければならない。  <u>4</u> 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、<u>利根町都市公園制限行為変更許可書(様式第4号)</u>を当該申請者に交付するものとする。  7条以降、条数が一つづつ繰り上がります。</p>